入　札　告　示

札幌市告示第3084号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第４条の規定に基づいて告示します。

令和８年８月６日

札幌市長　秋　元　　克　広

記

１　契約担当部局

〒004-0007　札幌市厚別区厚別町下野幌45番地39
札幌市厚別区土木部維持管理課事務係　　電話011-897-3800
メールアドレス：at.doboku_keiyaku@city.sapporo.jp

２　入札に付する事項

(1) 役務の名称
令和８年度　厚別区冬みち地域連携事業補助業務

(2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。

(3) 履行期間
契約締結日から令和９年２月26日まで

(4) 履行場所
入札説明書による。

(5) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

３　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。

(3) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、所在地区分が「市内」として登録されている者であること。

(4) 札幌市発注業務のほか、国、都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項に規定する指定都市をいう。）が発注した調達役務の内容と類似（ワークショップや住民説明会等の企画運営：100人規模）する業務について、元請としての履行実績があること。ただし、当該履行実績は、平成28年4月1日以降に業務が完了し、引渡しが済んでいるものであること。

(5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者ではないこと。

(6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

４　入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付場所及び問い合わせ先

上記１に同じ。

(2) 入札説明書の交付方法

上記1の場所にて交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。URL：https://www.city.sapporo.jp/atsubetsu/doboku/keiyaku3-ippan1.html

(3) 入札書の受領期間

令和８年８月27日（木）17時00分（送付の場合は必着のこと。）

(4) 開札の日時及び場所

令和８年８月28日（金）10時00分

札幌市厚別区厚別町下野幌45番地39　札幌市厚別区土木センター　第１会議室

５　入札手続等

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　　免除

(3) 契約保証金　　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否　　要

(6) 最低制限価格の設定　無

(7) 落札者の決定方法等

ア　落札者の決定

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ　入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記３に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(8) 詳細は入札説明書による。